

静岡県教育委員会告示第24号

静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金事務処理要綱を次のように定める。

令和7年7月15日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号の規定により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給されていない生徒等に対し、授業料相当の教育費に関する支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、静岡県が支給する静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係規程等)

第2条 臨時支援金の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令」という。）
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）
- (3) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和7年4月8日文部科学大臣決定）
- (4) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）の取扱いについて（令和7年4月8日文部科学省初等中等教育局長決定）

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等
- (2) 公立高等学校等 高等学校等のうち、地方公共団体が設置した高等学校等
- (3) 生徒等 高等学校等に在学する者
- (4) 保護者等 令第1条第1項に規定する者

(支給要件)

第4条 臨時支援金は、次の各号のすべてに該当する者に支給する。

- (1) 静岡県内の公立高等学校等に在籍している者
- (2) 日本国内に住所を有する者
- (3) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当しない者
- (5) 法第3条第2項第3号に該当する者又はこれに相当するものと認められる者であって、就学支援金の認定申請又は収入状況届出を行い、令和7年度の就学支援金に不支給の期間がある者
- (6) 令和7年度に高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文

部科学大臣決定)の規定による学び直し支援金の支給を受けない者

(支給金額等)

第5条 臨時支援金の額は、授業料の年額に相当する額とし、次の額を限度として支給する。ただし、当該生徒等が就学支援金の支給を受ける月の支給額を勘案して調整を行う場合等を除く。

(1) 定額制授業料の場合

ア 全日制課程 118,800円

イ 定時制課程 32,400円

(2) 単位制授業料の場合

ア 定時制課程 1単位あたり1,740円

イ 通信制課程 1単位あたり336円

(受給資格の認定)

第6条 生徒等は、臨時支援金の支給を受けようとするときは、別に定めるところにより、静岡県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)から、当該支援金の受給資格を有することについての認定を受けるものとする。

(代理受領等)

第7条 高等学校等の設置者は、前条の認定を受けた者に代わって臨時支援金を受領し、当該認定を受けた者に対して有する授業料の債権の弁済に充てるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、臨時支援金の取扱いに関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。